

行政委員の選任（敬称略・6月30日付け）

監査委員

石川良三郎（菅原町四一三三）

清水京子（野田町一丁目一三三）

農業委員会委員

川口知子（豊田本一八六八一）

小林薫（今成一丁目五・六）

石川隆二（新宿町六丁目一五・八）

久保啓一（藤倉三三三）

問い合わせ：職員課・TEL224-5553

児童扶養手当現況届・特別児童扶養手当所得状況届を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給資格者は、8月中に現況届・所得状況届を子育て支援課（本庁舎二階）に提出してください。提出がないと、手当が受給できません。該当する方には、8月上旬までに通知します。

●受付期間

児童扶養手当：8月3日（月）～31日（月）

特別児童扶養手当：8月10日（月）～21日（金）

*8月10日（月）～14日（金）は、受付時間を午後7時まで延長します。

●受給資格

手当が受けられるのは、受給者と、同居する扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定額未満の場合です。なお、施設に入所しているなど、受給できない場合があります。児童扶養手当：次のいずれかに該当する児童が18歳になる年の年度末（障害がある場合は20歳未満）まで、養育している方

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父に一定の障害がある児童
- ④ 父に一年以上遺棄されている児童
- ⑤ その他の理由で父と同一生計にない児童

特別児童扶養手当：次のいずれ

れかに該当する20歳未満の児童を、家庭で養育している方

- ① 精神に障害があり一人ではまったく生活できない、または著しく制限される児童
- ② 身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳一級～三級程度の児童

問い合わせ：子育て支援課
TEL224-5821

木造住宅などの耐震改修費用に補助

申請は、8月3日（月）から受け付けます。
対象：次のすべてに該当する市内の住宅



① 昭和56年5月31日以前に着工した木造の戸建て住宅・兼用住宅・長屋・共同住宅

- ② 地上二階建て以下
- ③ 改修後、現行の耐震基準に適合する

補助額：耐震改修費用の15パーセント以内（上限三十万円）

* 木造住宅の無料簡易耐震診断や、既存木造住宅の耐震診断費の補助も行っています。

問い合わせ：建築指導課
TEL224-5974

中心市街地活性化基本計画を国が認定

「中心市街地の活性化に関

する法律」に基づき策定した「川越市中心市街地活性化基本計画」が、6月30日付けで国から認定されました。同計画に基づき行う事業は、国などからさまざまな支援を受けられます。

同計画では、「歩行者・自転車通行量（平日・休日）」、「滞在時間半日以上のお観光客割合」、「卸売・小売業、飲食業、サービス業の事業所数」の増加を目標指標に六十八事業を掲げています。

今後は、同計画を着実に実行し、市民の皆さんや事業者と中心市街地活性化に取り組んでいきます。

計画期間：平成21年6月～同26年3月

計画区域：川越駅周辺から蔵造りの町並み周辺まで約二百六十五ヘクタール

* 同計画書は、中心市街地活性化推進室（本庁舎五階）・出張所・図書館で閲覧できます。

* 市ホームページで見ることができます。

問い合わせ：中心市街地活性化推進室

TEL224-5936

国民健康保険高齢受給者証が変わります

70歳以上の方に、新しい高齢受給者証をお送りします

現在の高齢受給者証（黄色）は、7月31日（金）まで有効です。8月1日（土）からは、新しい受給者証（水色）に変わります。この受給者証は、7月27日（月）に発送する予定です。届いた受給者証の記載内容に誤りがある場合は、国民健康保険課（本庁舎2階）へご連絡ください。高齢受給者証は、世帯主が国民健康保険（国保）に加入してなくても、世帯主あてに送付します。現在使用している高齢受給者証は、8月以降、国民健康保険課・出張所・連絡所へ返却してください。

医療費の負担割合が変更されます

高齢受給者証で医療を受けている方で、現役並みの所得（住民税課税標準額が145万円以上）がある場合は、医療機関での自己負担が原則3割となります。ただし、申請により1割になると思われる方には、7月上旬に申請書を送付しました。

問い合わせ…国民健康保険課国保資格担当・TEL224-5836

国民健康保険・長寿医療（後期高齢者医療）制度の減額認定証を更新します

国民健康保険（国保）・長寿医療制度で医療を受けている方が、次の条件に該当した場合、申請すると下記の認定証を交付します。すでに認定証の交付を受け、今年度も認定の対象となる方には、更新のお知らせを送付しています。なお、減額の対象となる自己負担は、一部負担金と食事代（国民健康保険限度額適用認定証の方は一部負担金のみ）です。減額区分は所得に応じて異なりますので、所得の申告をお願いします。

対象（入院している方のうち、次の要件に該当する方）

■国保被保険者

- ①国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証＝世帯主と国保被保険者全員の、今年度の市・県民税が非課税
- ②国民健康保険限度額適用認定証＝世帯主と国保被保険者の中に今年度の市・県民税を課税されている方がいて、入院した本人が70歳未満

■長寿医療制度被保険者

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証＝世帯全員の今年度の市・県民税が非課税

問い合わせ…国民健康保険＝国民健康保険課国保給付担当・TEL224-5833

長寿医療制度＝医療助成課・TEL224-5842

住宅の基礎上げなどに融資します

市では、「川越市浸水低地住宅改良資金融資制度」を設けています。降雨などで浸水のおそれがある市内の住宅を改良する市内在住の方に、必要な資金を融資します。

対象工事：低地にある住宅の土盛りや基礎上げ工事

利率：年3・0パーセント

融資限度額：四百万円

融資期間：十五年以内

問い合わせ：防災危機管理課
TEL 224-5554

交通遺児等援護一時金を支給します

申請書類は、安全安心生活課（本庁舎3階）・学校などで配布しています。

対象：平成20年4月1日以

降、「交通遺児等」になつた18歳以下の県民

給付額：一人につき十万円

（二事故につき一回のみ）

給付時期：10月末日または来年4月末日

申し込み：8月末日（10月支給分）、来年2月末日（4

月支給分）までに、申請書を、みずほ信託銀行浦和支店に郵送または持参

問い合わせ：安全安心生活課
TEL 224-5721

平成二十一年度 包括外部監査のテーマが決定されました

包括外部監査は、市の組織に属さない専門家が、市の財務事務・経営事業や市が財政的に援助している団体などの中から特定のテーマを選定し、監査を実施するものです。監査結果は、議会・市長・監査委員などに報告されます。

●今年度の特定のテーマ

「川越市における補助金に係る財務に関する事務の執行について（外郭団体に対する補助金を除く一般会計の補助金）」

なお、これまでに実施した包括外部監査の結果報告書に基づいて、措置を講じた状況は、情報公開窓口（東庁舎1階）・市ホームページで見ることができま

問い合わせ：監査委員事務局
TEL 224-6132